

移動通信分野及び固定通信分野におけるスタックテストに係る指針の改定案
並びに「FTTH アクセスサービスにおける不当競争の具体例」の改定案に対する意見及びその考え方

〔意見募集期間:令和5年10月4日(水)～同年11月2日(木)(案件番号:145210179)〕

意見提出者一覧

意見提出者 7件(いずれも法人等)

※提出意見数は、意見提出者数としています。
※意見については要約を付しています。

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者
1	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
2	一般社団法人テレコムサービス協会
3	ソフトバンク株式会社
4	株式会社インターネットイニシアティブ
5	東日本電信電話株式会社
6	西日本電信電話株式会社
7	株式会社オプテージ

■ 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案

意見	考え方	修正の有無
全般		
意見1	考え方1	
<p>● FTTHアクセスサービスとのセット割引を考慮する旨が示されたことに賛同。</p> <p>○ 移動通信市場の健全な発展には、MNOとMVNOの公正な競争環境の下、競争を通じて料金の低廉化やサービスの多様化が実現されることが必要不可欠と認識しております。</p> <p>○ 一方、特にMNO各社が提供するサブブランドにおいては、固定通信サービスと移動通信サービスのセット割引により、MVNOの料金水準と接近もしくは下回る価格で提供されている場合も多いと想定しており、MVNOからサブブランドへの転出も多い状況にあると認識しております。</p> <p>○ この点、本改定案において、固定通信サービスと移動通信サービスのセット割引を考慮いただく旨が示されたことは、移動通信市場の公正な競争環境の確保に繋がると考えますので、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
3. 検証の実施方法 (2) 検証対象		
意見2	考え方2	
<p>● FTTHアクセスサービスとのセット割引の影響を考慮する旨が示されたことに賛同。(2者)</p> <p>● セット割引の範囲として、FTTHアクセスサービス以外の固定通信サービス(CATV、FWA等)も対象とすることを要望。</p> <p>● 非通信サービス等とのセット割引についても考慮することを要望。</p> <p>○ 現状、モバイル市場においては、MNOサブブランドの料金値下げや廉価プランの登場等によりMNOとMVNOの料金水準が近接し、料金面と品質面のバランス等で優位なMNOサブブランド・廉価プランへの流出が増加する等、競争環境に影響が生じている状況と認識しております。この点、特にMNOサブブランドを中心に、固定通信等とのセット割引による価格訴求を継続的に実施している点を踏まえると、本改定案において、検証対象サービス等選定時及び検証時にFTTHアクセスサービスとのセット割引を考慮する旨が示されたことは、より実態に即した利用者料金での検証につながると考えます。</p> <p>○ 他方、本検証においては、実質的な利用者料金と接続料等の関係の料金差を比較</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ モバイルサービスとFTTHアクセスサービス以外のサービスのセット割引をモバイルスタックテストにおいて考慮することについては、そのモバイル市場に与える影響等を踏まえて、総務省において必要に応じて検討を進めてまいります。</p>	<p>無</p>

<p>することが重要と考えるところ、さらなる適正性の向上のためには、セット割引の範囲としてFTTH以外の固定通信サービス(CATV、FWA等)も対象としていただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>		
<p>○ 検証対象の選定にあたっては、FTTHアクセスサービスとのセット割を考慮した料金と比較することについて賛同いたします。一方で、MVNOは、MNOが提供するサービスにおいて、割引適用後の料金と競争しているところ、非通信サービス等とのセット割について存在する場合には、そちらについても考慮頂き比較することを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>		
<p>意見3</p> <p>● 月額相当額の比較において、競合サービス等とFTTHアクセスサービスとのセット割引も考慮することに賛同。</p>	<p>考え方3</p>	
<p>○ 「競合サービス等にもFTTHアクセスサービスとのセット割引が存在する場合には当該競合サービス等のセット割引を考慮した料金の月額相当額と比較すること」とする本改正案に賛同します。検証対象の選定においては、指定事業者が現に提供しているサービス・料金プランの月額相当額と、競争事業者が現に提供している同等の料金の月額相当額との近接性等を確認する観点から、両者の前提条件は合わせるべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見4</p> <p>● FTTHアクセスサービスとのセット割引の影響を考慮することは適当。</p> <p>● 検証対象サービス等に音声定額サービスが含まれていない場合は、音声定額料金を含まない月額料金で検証することが適当。</p>	<p>考え方4</p>	
<p>○ MNO各社が提供するサブブランド等においては、FTTHアクセスサービスとのセット割引適用後の移動通信サービス料金で価格訴求している状況が散見されるところ、検証対象の選定にあたり、セット割引を適用した料金の月額相当額と競合サービス等の料金の月額相当額を比較することは、市場競争の実態に即しているため適当であると考えます。</p> <p>○ 他方、前回実施されたモバイルスタックテストでは、指定事業者が提供するサービス・料金プランの基本料と音声定額料金を合算した価格で比較された場合もあったと認識しておりますが、音声定額サービスはオプションで提供されている場合も少なくないことから、指定事業者が提供するサービス・料金プランに音声定額サー</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、検証における音声通話料金の取扱いについては、指針において、検証対象サービス等における「各音声プランへの加入割合及び各音声通話プラン加入者が支払う平均通話料（定額料金及び従量料金を含む。）に基づく加重平均により算出する」こととしており、前回のモバイルスタックテストにおいても、これに基づき算出されたと承知しています。これにより、指定事業者の利用者の音声</p>	<p>無</p>

<p>ビスが含まれていない場合は、音声定額料金を含まない月額料金にて比較することが、モバイルスタックテストの更なる適正性向上に繋がると考えます。 【株式会社オプテージ】</p>	<p>サービスの利用実態を踏まえた検証が行われたものと考えます。 ○ なお、今後検証の中で改善を要すると考えられる事項があった場合等には、総務省において必要に応じて見直しを検討してまいります。</p>	
<p>3. 検証の実施方法(3)検証方法</p>		
<p>意見5 ● FTTHアクセスサービスとのセット割引を考慮することに賛同。(2者) ● FTTHアクセスサービス以外の通信サービス(ホームルーター等)及び非通信サービス等のセット割についても、利用者料金から控除することを要望。</p>	<p>考え方5</p>	
<p>○ 検証にあたっては、FTTHアクセスサービスとのセット割を利用者料金から控除することについて賛同いたします。一方で、MVNOは、MNOが提供するサービスにおいて、割引適用後の料金と競争しているところ、FTTH以外の通信サービス(ホームルーター等)及び非通信サービス等とのセット割について存在する場合には、そちらについても考慮頂き利用者料金から控除することを要望いたします。 【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。 ○ モバイルサービスとFTTHアクセスサービス以外のサービスのセット割引をモバイルスタックテストにおいて考慮することについては、そのモバイル市場に与える影響等を踏まえて、総務省において必要に応じて検討を進めてまいります。</p>	<p>無</p>
<p>○ MNO各社が提供する固定通信サービスと移動通信サービスのセット割引による顧客誘引は、移動通信分野の市場競争に与える影響が少なくないと認識しているところ、FTTHアクセスサービスとのセット割引を考慮した上で、利用者料金を算出することは、市場競争の実態に即したものであり、検証の適正性向上に資するものと考えます。 【株式会社オプテージ】</p>		
<p>意見6 ● FTTHアクセスサービスとのセット割引額の按分方法について、独立販売価格及び回線数を基に按分する考え方は一定の合理性は有している/妥当。(2者) ● FTTHアクセスサービス(1回線)とのセット割引に紐付く検証対象サービス等の2回線目以降については、検証対象サービス等の料金に対して適用される割引額として算定することを要望。(2者)</p>	<p>考え方6</p>	
<p>○ 本改定案において、検証対象サービス等に係る割引額の算出及び具体的な計算式の例として示された、独立販売価格及び回線数を基に按分するという考え方については、MNO各社の会計処理上の考え方を踏まえ一定の合理性を有していると考えます。他方、さらなる適正性の向上の観点から、検証対象サービス等とFTTHを単に価格や回線数で按分するのではなく、実際のセット割の適用の実態を踏まえると、</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。 ○ モバイルスタックテストにおける、FTTHアクセスサービスとのセット割引に係る検証対象サービス等に係る割引額の算出については、2回線目以上であっても、接続料の算定等に関する研究</p>	<p>無</p>

<p>FTTH 1回線に紐づく検証対象サービス等の2回線目以上については、按分せずに検証対象サービス等の割引額とすべきと考えますので、そのような算定方法について、検討いただくよう要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>	<p>会における議論を踏まえ、同研究会第七次報告書において示された独立販売価格及び回線数を基に按分する手順など、合理的な方法により算出することが適当と考えます。</p>	
<p>○ セット割引額を、検証対象サービス等とFTTHアクセスサービスに按分する際の方法については、FTTHアクセスサービス(1回線)とのセット割引に紐づく検証対象サービス等の1回線目について、独立販売価格による按分により算出することは妥当と考えます。</p> <p>○ 一方で、FTTHアクセスサービス(1回線)とのセット割に紐づく検証対象サービス等の2回線目以降(家族等で契約)については、検証対象サービス等を契約したことにより得られる割引であることから、検証対象サービス等とFTTHアクセスサービスに按分することは適当ではなく、検証対象サービス等の料金に対して適用される割引額とすることを要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	<p>○ なお、今後検証の中で改善を要すると考えられる事項があった場合等には、総務省において必要に応じて見直しを検討してまいります。</p>	
<p>意見7</p> <p>● 一人当たりの割引相当額の算出に当たっては、例えば直近3か月の新規契約者におけるセット割引の加入割合を適用するなど、至近の競争状況を反映することが望ましい。</p>	<p>考え方7</p>	
<p>○ FTTHアクセスサービスとのセット割引については、「検証対象サービス等の利用者に占める現に当該セット割引を受ける者の割合に、当該セット割引の割引額のうち検証対象サービス等に係る割引額を乗じた金額」とされているところ、プラン改定等により同一のプランであっても、加入時期によりセット割引額や適用条件等が異なる場合があることから、セット割引の加入割合も大きく差が生じることが想定されます。</p> <p>○ この点、一人当たりの割引相当額の算出に当たっては、例えば、直近3か月の新規契約者におけるセット割引の加入割合を適用するなど、至近の競争状況を反映することが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 頂いた御意見については、参考として承ります。</p> <p>○ セット割引の加入割合については、指針の改定案において、「検証対象サービス等の利用者に占める現に当該セット割引を受ける者の割合」としてあり、競争事業者又はその関連団体から本件検証を実施する旨の要望があった時点における割合を用いることにより、指定事業者の利用者のサービスの利用実態を踏まえた検証を行うことが適当と考えます。</p> <p>○ なお、今後検証の中で改善を要すると考えられる事項があった場合等には、総務省において必要に応じて見直しを検討してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>4. 結果の公表等</p>		
<p>意見8</p> <p>● 指定事業者から総務省に、検証に用いた数値やその詳細な算出過程等を報告する</p>	<p>考え方8</p>	

<p>こととする改定案に賛同。(2者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 算出に用いた数値や詳細な算出過程等について、ブランド・プラン間での差異等の状況についても確認・公表することを要望。 ● 対象プランごとの数値や算出過程を報告することを求めるとともに、総務省においてその数値等の適正性を確認することを要望。 		
<p>○ 当研究会第七次報告書に示された内容※を踏まえ、本改定案において検証結果の公表等にあたり、指定事業者から総務省に対し算出に用いた数値や詳細な算出過程等を報告する旨が示されたことは、検証内容の透明性や適正性の向上につながるとともに、MNOとMVNO間の公正な競争環境の確保に資すると考えるため賛同いたします。</p> <p>○ なお、データ接続料相当額の算出において、「設備容量の上限値」、「最繁忙トラヒック量」及び「最繁忙集中率」は、MNO3社いずれも、ブランドにかかわらず同一の値を採用していることが確認されたところ、サブブランド等に比して契約割合が高いメインブランドの利用傾向を大きく反映した値となることが想定され、サブブランドや廉価プランの接続料相当額が実態と乖離する等の影響を及ぼす可能性が高いと考えます。このため、データ接続料相当額の算出に用いた数値や詳細な算出過程等に加え、ブランド・プラン間での差異等の状況についても確認・公表いただくよう要望いたします。</p> <p>※「接続料の算定等に関する研究会」第七次報告書 P91 「検証に用いた具体的数値及びその算出過程については、総務省において確認することができるようより細かな報告を求めることが適当である」 【一般社団法人テレコムサービス協会・MVNO委員会】</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 前回検証におけるMNO3社の「設備容量の上限値」、「最繁忙トラヒック量」及び「最繁忙集中率」の考え方については、接続料の算定等に関する研究会において妥当性が確認されたところです。</p> <p>○ なお、今後検証の中で改善を要すると考えられる事項があった場合等には、総務省において必要に応じて見直しを検討してまいります。</p> <p>○ また、検証に用いた考え方や数値については、接続料の算定等に関する研究会第七次報告書のとおり、検証の透明性を高める観点から、MNOにおいて引き続き可能な範囲で検証内容を公表することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

■ 「固定通信分野における接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」の改定案

意見	考え方	修正の有無
<p>意見1</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ひかり電話ネクストを検証対象に追加することに賛同。 ● ひかり電話ネクスト等の低廉な利用者料金に対して接続事業者が同一条件でサービス提供できるかについては、スタックテストに加え、接続料の水準差にも留意する必要がある。収容率の多寡によりNTT東西と接続事業者との間でコスト差が生じている場合には、公正競争への影響について検証することが適当。 	<p>考え方1</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ひかり電話ネクストをスタックテストの対象に追加することに賛同致します。これはNTT東西殿が提供する税抜き2,500円/月の、光回線を用いた電話サービスと理解しております。 ○ 本サービスのアクセス回線はシェアドアクセスにより構成されておりますが、シェアドアクセスを利用する際のコストは、主端末回線ごとの収容率により変動致します。収容率が高いほど接続料水準が下がる一方で、他事業者が新規エリアに参入する際には、収容率1から設備を構築する必要があり、収容率を向上させるには時間を要します。 ○ そのため、ひかり電話ネクスト等の低廉な利用者料金に対して、接続事業者が同一条件でサービスを提供できるかについては、スタックテストでの検証結果に加え、接続料の水準差にも留意する必要があります。 ○ 仮に収容率の多寡に依存して他事業者との間にコスト差が生じている場合、公正競争への影響についても検証することが適当であると考えます。 <p style="text-align: center;">【ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ シェアドアクセス方式の加入光ファイバにおいては、主端末回線1回線を共用する契約者数により利用者当たり接続料相当額が異なりますが、その点を考慮して検証を行うことは、現時点におけるスタックテストの目的になじむものではないと考えます(※)。 ○ 接続料相当額の差異が競争関係に及ぼす影響については、今後の加入光ファイバ接続料の算定方法の議論の中で、必要に応じて考慮することとします。 <p>※ 「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」改定案に対する意見及びそれに対する考え方(平成30年9月4日公表)のうち、考え方7後段「事業者間においてその直面する需要の多寡等の要因により結果としてネットワーク構造及びコスト構造が異なることは、通常の競争でもあり得る現象と考えられるため、これを考慮した検証を行うことは、不当競争の防止だけでなく接続事業者の参入機会又は事業継続性まで検証の目的を拡張するなどの見直しを伴う可能性があると考えられます。」</p>	<p>無</p>
<p>意見2</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ドライカッパ接続料と加入電話・ISDN事務用基本料の関係の注視に関する研究会報告書の記載について、指針に追記することが適当。 ● サービスの代替性が完全に確保できていない状況である限り、総務省において不当な競争が生じていないか確実に確認すべき。 	<p>考え方2</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 接続料の算定等に関する研究会(以下、「研究会」といいます。)第7次報告書において、「加入光ファイバの接続料水準(シングルスター方式)は加入電話・直収電話の 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 研究会報告書における「注視」はスタックテストの枠組みの中で行うものではなく、スタックテストの基 	<p>無</p>

<p>事務用基本料と比較して同等ないし上回っている状況にあり、競争事業者がNTT東日本・西日本の加入光ファイバとの接続により小規模な法人向けの高品質の電話単体サービスを提供することは今なお困難であることを踏まえれば、総務省においては、そうした需要を念頭に、ドライカップ接続料と加入電話・ISDN事務用基本料の関係において不当な競争が生じていないか、競争事業者の意見を聞きながら、引き続き注視することが適当」とされているため、この点について、固定通信分野における接続料と利用者料金との関係の検証に関する指針に追記すべきと考えます。</p> <p>○ 第72回研究会(令和5年5月9日)で弊社からご説明した通り、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿のドライカップを利用して弊社が提供する直収電話サービスである「おとくライン」については、現在も新規獲得を継続し、法人市場において競争状態は継続しており、光IP電話やクラウド電話等のサービスに関しても利用形態が異なることや直収電話よりも料金が高いことから、現時点でのサービス移行は困難な状況にあります。この点、総務省殿からは、研究会第7次報告書意見募集の事業者意見に対し、「接続料の改定の際、利用者料金の値下げの際、競争事業者から意見の申出等があった際等において、必要に応じて、加入電話・直収電話の加入者数の動向やドライカップ接続料と加入電話・ISDN基本料の関係を確認すること等を想定」との考えを示されておりますが、サービスの代替性が完全に確保出来ていない状況である限り、価格圧搾による不当な競争の発生を事前に察知し対処検討すべく、総務省殿において接続料の改定と併せて不当な競争が生じていないかを確実に確認すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本的な方法を定める本指針に追記することは適当ではないと考えることから、原案のとおりとします。</p> <p>○ なお、「注視」の具体的な方法については、「接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書(案)」に対する意見募集において同研究会が示した考え方を踏まえ、時々々の状況に応じて総務省において検討します。</p>	
<p>意見3</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 加入電話・ISDN基本料及び通話料並びにフレッツ光ライトを検証対象から除外することに賛同。今後も検証の必要性がなくなったサービスは速やかに除外いただきたい。 ● 新サービスを検証対象に追加するか否かは、市場の規模やシェア等の競争の実態を丁寧に分析した上で判断すべき。 ● 利用者料金収入と接続料相当額に十分な差分があるサービスや、実際の接続事業者が存在しないサービスについて、検証の運用の柔軟化・簡素化を要望。今後も、市場の環境変化等により意義や必要性が薄れ、あるいは役割を終えた規制は、速やかに撤廃し、又は見直しをすることを要望。 	<p>考え方3</p>	
<p>(加入電話・ISDNについて)</p> <p>○ 当社としては、当社のドライカップ接続料と固定電話の利用者料金との関係につい</p>	<p>○ 加入電話・ISDNに関する御意見については、賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

て、第72回 接続料の算定等に関する研究会(2023年5月9日)にて、当社よりご説明したとおり不当な競争を引き起こすか否かを検証する意義は些少となっていることから、加入電話・ISDNについて、基本料・通話料いずれも検証対象から除外することに賛同します。

(フレッツ光ライトについて)

○ フレッツ光ライトについて、検証対象から除外することに賛同します。今後も検証の必要性がなくなったサービスについては、速やかに検証対象から除外いただきたいと考えます。

(検証対象の追加について)

○ スタックテストが不当な競争を引き起こす恐れがないかを検証することを目的としていることを踏まえれば、新サービスを検証対象に追加するか否かは、そのサービスが提供されている市場の規模や事業者間のシェアの状況、当該市場が成長期にあるか否か(固定通信市場は既に需要が一巡、モバイルへの移行も拡大)といった市場・競争の実態を丁寧に分析した上で判断すべきと考えます。

(検証の運用に関する柔軟化・簡素化について)

○ 当社としては、規制コストの最小化の観点から、例えば、以下のようなサービスについて、検証の運用に関する柔軟化・簡素化を検討いただきたいと考えます。

- ・ 現時点において利用者料金収入と接続料相当額に十分な差分があるサービスについて、利用者料金の低廉化や接続料の上昇といったその後の状況の変化が見られない限りにおいては、再度の検証を行わない、複数年に一度の検証とする等。
- ・ 現時点において実際の接続事業者様が存在しないサービスについて、その後の状況の変化が見られない限りにおいては、再度の検証を行わない、複数年に一度の検証とする等。(イーサネットフレーム伝送機能は機能の提供開始当初から現在に至るまで利用実績がない)

○ 今後も、市場の環境変化等によって規制の意義や必要性が薄れた、あるいは役割を終えた規制については、速やかに撤廃または見直しをしていただきたいと考えます。

【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】

○ その他の意見については、「接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書(案)」に対する意見募集において同研究会が示した考え方(※)のとおりと考えます。

※ 考え方75後段「検証対象となるサービスの除外の是非については、今後も個別に議論・判断することが適当であり、検証の運用の柔軟化・簡素化についても、本検証の趣旨・目的等を踏まえつつ、想定される規制コストの削減効果を勘案し、必要性が認められる場合には検討することが適当と考えます。今回の検証対象の除外は、本研究会第一次報告書において示した『検証対象の画定』に関する考え方を変更するものではなく、NTT東日本・西日本において、対象とする必要が認められないと考える検証対象があるのであれば、この考え方に照らして論証する必要があると考えます。」

■ 「FTTH アクセスサービスにおける不当競争の具体例について」の改定案

意見	考え方	修正の有無
全般		
意見1 ● 今後も不当競争の具体例の充実等の検討を行うとともに、光サービス市場における公正競争環境の整備に取り組むことを要望。	考え方1	
○ 総務省殿におかれましては、公正競争促進の観点から、今後においても本内容の充実等の検討を行っていただくとともに、引き続き、光サービス市場の市場環境を注視し公正競争環境の整備に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。 【一般社団法人テレコムサービス協会・FVNO委員会】	○ 今後もFTTHアクセスサービス市場の動向を注視し、必要と認められる場合には、不当競争の具体例の改定を行い、又は再度の検証を行うなど、公正競争の確保に向けて取り組んでまいります。	無
意見2 ● 本改定案でセット割引等を考慮する旨が示されたことは、検証の適正性向上に資する。 ● MNOグループの強大な市場支配力が電気通信市場全体に影響を及ぼしており、5G時代には一層高まっていく可能性がある。引き続き、キャッシュバックやセット割引等による不当競争を注視し、問題事象が確認された場合には速やかに必要な措置を講じるよう要望。	考え方2	
○ 本改定案のFTTHの不当競争の具体例について、契約締結補助及びセット割引を考慮する旨が示されたことは、市場競争の実態に即したものであり、検証の適正性向上に資するものと考えます。 ○ 他方、NTT東西殿によるサービス卸開始以降、固定通信市場においてもMNOの存在感が急激に高まり、今やMNOグループの強大な市場支配力は電気通信市場全体に影響を及ぼしている状況にあります。また電気通信分野における小売市場では、今後さらに固定からモバイルへのシフトが加速していくものと想定され、移動通信市場がメインとなる5G時代においては、電気通信市場全体に対するMNOグループの市場支配力は一層高まっていく可能性があると考えます。 ○ こうした状況の中、MNOがモバイル市場で得た超過利潤を固定市場の割引に充当することは、固定市場の公正な競争環境を阻害するおそれがあることから、引き続き、過度なキャッシュバックやセット割等によって不当競争が生じていないか注視いただくとともに、問題となる事象が確認された場合は、速やかに必要な措置を講じていただくことを要望いたします。 【株式会社オプテージ】	○ 賛同の御意見として承ります。 ○ MNOの固定・モバイル双方の市場におけるシェアの推移等の今後の市場環境の変化や提供するセット割引やキャッシュバックの実態等に鑑み、必要と認められる場合には再度検証を実施するなど、総務省において引き続き固定通信市場の動向を注視してまいります。	無

2 用語の定義 (5) 小売料金		
意見3	考え方3	
<p>● 移動通信サービスとのセット割引の具体的な計算方法については、回線契約時のセット割引の加入状況にかかわらず、全ての契約に対して平均的に差し引くべき。</p> <p>○ 小売料金の収入から差し引く移動通信サービスとのセット割(以下、「本セット割」という)の割引額の具体的な計算方法について、小売料金の収入から差し引く本セット割の割引額は、本セット割の総割引額を本セット割が適用されていないFTTH回線も含めた総回線数で除した額のうちFTTHアクセスサービスに係る額として按分された額を用い、FTTH回線契約時の本セット割加入状況に関わらず全てのFTTH回線に対して収入から差し引くべきと考えます(下図②のイメージ)。</p> <p>○ 仮に下図①のような計算方法を許容した場合、本セット割に加入する時より本セット割に加入しない時の方が多くのキャッシュバックが出せることになるため、一旦本セット割に加入しないで回線契約をした上で、後日本セット割に加入するといった潜脱行為を誘発する懸念があることが主な理由です。</p> <p>○ よって、本セット割の割引額の具体的な計算方法については、下図②の通りとして頂きたいと考えます。</p> <div data-bbox="257 798 1030 1149" style="text-align: center;"> <p>収入の計算イメージ</p> <p>①回線契約時のセット割加入有無に応じて割引額を算入</p> <p>②回線契約時のセット割加入有無に関係なく割引額を算入</p> <p>回線契約時にセット割非加入に誘導し、高いキャッシュバックを出した後、セット割に加入させるなどの潜脱行為を誘発する懸念あり</p> </div> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ これまでのWGIにおける検証では、御指摘のような算定方法を用いており、本改定案もその際の方考え方を想定したものです。</p>	無
意見4	考え方4	
<p>● 割引総額帰属テストに係る記載の削除を要望。</p> <p>○ 小売料金の算定に当たり「移動通信サービスとのセット割引については、独立販売価格(財又はサービスを独立して企業が顧客に販売する場合の価格をいい、一のFTTHアクセスサービス契約に紐付く回線数を考慮する。)に基づき、FTTHアクセスサ</p>	<p>○ 割引総額帰属テストについては「移動通信分野の競争環境を踏まえ、必要と認められた場合には考慮」すべきものとされてきたところ、本改定は、これま</p>	無

<p>サービスに係る額として按分された額を小売料金の割引額とみなす。」こととされた経緯は、「競争ルールの検証に関するWG」での議論において、割引総額帰属テストの考え方も参考にしつつ行われた検証の過程において整理された内容であると理解しています。</p> <p>○ 従って、当該注釈12に基づく検討が実施されたため、この記載の削除を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>でのWGにおける検証の過程で整理された内容を反映させたものに過ぎず、移動通信市場の競争促進の進捗等を評価したものではありません。したがって、割引総額帰属テストの考慮に関する考え方について、必要に応じ考慮すべき状況に変わりはなく、原案のとおりとします。</p>	
<p>意見5</p> <p>● グループ内事業者間等におけるセット割引の取扱いに賛同。同一事業者によるセット割引の提供と同様に、独立販売価格に基づく取扱いを要望。</p>	<p>考え方5</p>	
<p>○ ただし書きにもある通り、「当該他の電気通信事業者が対象事業者の特定関係法人(法第12条の2第4項)に該当する場合」等は「対象事業者がセット割引の提供に当たって当該他の電気通信事業者に対して支払う金銭」が恣意的に決定され、潜脱的な運用がなされる懸念があります。</p> <p>○ 従って、「当該他の電気通信事業者が対象事業者の特定関係法人(法第12条の2第4項)に該当する場合やその他考慮すべき事情がある場合等においては、その個別の事情を勘案して考慮することとする。」ことに賛同するとともに、その考慮にあたっては、同一事業者内でのセット割と同様に、「独立販売価格(財又はサービスを独立して企業が顧客に販売する場合の価格をいい、一のFTTHアクセスサービス契約に紐付く回線数を考慮する。)に基づき、FTTHアクセスサービスに係る額として按分された額を小売料金の割引額とみなす。」運用が行われることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>○ 個別の事情を勘案して考慮する場合の具体的な方法については、現時点で画一的に示すことが難しいと考えますが、小売料金収入と比較すべき原価等の算定に当たっては、御指摘の点も含めて検討することが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

以上